#### 第46号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者 負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用 者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年品川区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第1階層から第3階層(1)まで」を「第3階層(1)」に、「A階層」を「C階層の第2階層」に、「、特定教育」を「、特定保育」に、「第1階層から第3階層(2)まで」を「第3階層(1)および第3階層(2)」に改め、「同一」の次に「年齢」を加え、「別表第5および別表第6」を「次項および別表第5から別表第8まで」に改め、「(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1 の第2階層に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合 における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被 監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。 第3条に次の4項を加える。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。
- 6 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯に おける当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、O円とする。
- 7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第 1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者 等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額 は、当該特定被監護者等1人につき、別表第7に定める額とする。
- 8 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第8に定める額とする。

別表第1第3階層(1)の項および第3階層(2)の項中「16, 100円」を「14, 100円」に改める。

別表第4中「別表第1」の次に「に定める額」を、「別表第2」の次に「に 定める額(第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに 定める額とする。)」を、「定める額」の次に「(同項第3号イの区分に該当 する場合にあっては、同号イに定める額とする。)」を加える。

別表第5および別表第6を次のように改める。

#### 別表第5 (第3条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等の次に年長であ	別表第1の第3階層(1)および
る特定被監護者等	第3階層(2)に定める額、別表
	第2のC階層の第2階層から
	D階層の第2階層(1)までに定
	める額(第3条第1項第2号
	イの区分に該当する場合にあ
	っては、同号イに定める額と
	する。) または別表第3のC
	階層の第2階層からD階層の
	第2階層(1)までに定める額
	(同項第3号イの区分に該
	当する場合にあっては、同号
	イに定める額とする。) に 1
	00分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

# 別表第6 (第3条関係)

区分	月額 (特定被監護者等1人につき)		
最年長である特定被監護者等	別表第2のC階層の第2階層 からD階層の第3階層までに 定める額(第3条第1項第2 号イの区分に該当する場合に あっては、同号イに定める額 とする。)または別表第3の C階層の第2階層からD階層 の第4階層(1)までに定める額 (同項第3号イの区分に該 当する場合にあっては、同号 イに定める額とする。)に1		

	00分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第6の次に次の2表を加える。

# 別表第7 (第3条関係)

区分	月額 (特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	3,000円
その他の特定被監護者等	0円

### 別表第8 (第3条関係)

区分		月額 (特定被監護者等1人につき)		
		3歳未 満児の 場合	3歳児の場合	4歳以 上児の 場合
最年長である特定被	第3条第1項第2号	9,00	6,00	6, 00
監護者等	アまたは同項第3号	0円	0円	0円
	アの区分に該当する 場合			
	第3条第1項第2号	7, 20	4,80	4, 80
	イまたは同項第3号	0円	0円	0円
	イの区分に該当する			
	場合			
その他の特定被監護者等		0円		

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第3項から第8項まで、別表第1および別表第4から別表第8までの規定は、平成29年度以後の利用者負担額について適用する。

(説明) ひとり親世帯等に係る利用者負担額の軽減措置を拡充する必要がある。